

本社機能

1. 対象事業 ※地域再生法施行規則第8条に規定する特定業務施設 ※工場や店舗は対象外

施設	分野・機能
事務所	複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門 ・調査・企画部門(事業、製品の企画・立案や市場調査を行う部門) ・情報処理部門(自社のための社内業務としてシステム開発等を行う部門) ・研究開発部門(基礎研究、応用研究、開発研究(設計、デザインを含む新製品の試作等)を行う部門) ・国際事業部門(輸出入に伴う貿易業務や海外事業を統括する部門) ・情報サービス事業部門(ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行う部門) ・その他管理部門(総務、経理、人事、その他の企業の管理業務を行う部門)
研究所	研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	人材育成において重要な役割を担うもの

要件
(※1)

基準

延床面積 500㎡以上

常用雇用 20人以上

大規模

延床面積 1,000㎡以上

常用雇用 40人以上

2. 主な要件・交付内容 (賃借型)

賃料への 交付金(※2)	金額	年間賃借額の 1/4	年間賃借額の 1/4
	回数	1回	2回
	上限額	5,000万円 (㎡あたり8,000円/月)	1億円/回 (㎡あたり8,000円/月)
		他の交付対象分野にも 該当する場合 1/3	他の交付対象分野にも 該当する場合 1/3



雇用への 交付金(※3)	金額 (1人あたり)		正社員(※4)	その他の常用雇用者
		福岡市民(※5)	100万円	15万円
	福岡市民以外	10万円	5万円	
	対象者(1人1回)	操業開始時から3年間の雇用者		
	上限額	(基準) 1億円 (大規模) 2億円		



日本初進出の外国・外資系企業の場合

設立費用 への交付金	金額	対象経費の 1/2
	対象経費(※6)	市場調査、通関、各種許認可の取得、登記等に要する経費、 拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等 ※租税公課を除く。 (姉妹都市またはMOU(経済交流等に関する覚書)締結都市からの進出企業(※7)は、 渡航費(※8)も対象)
	上限額	300万円

(※1)要件は、操業開始時から満たしておくことが必要 (※2)賃料への交付金は、オフィスおよび研究開発設備機器の年間賃借額(共益費は除く。消費税含む。)が対象 (※3)1年以上の継続雇用が確認できた方が対象。各年増加した雇用者が対象(1人1回)。 (※4)正社員およびその他常用雇用者の雇用形態については、雇用契約書の提出書類で確認できた方が対象 (※5)福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象 (※6)操業開始の日以前1年以内の経費が対象 (※7)MOUを経済団体等と締結している場合は、経済団体に所属している事業者が対象 (※8)2名×2往復までの、航空等運賃が対象

